

令和7年度町民の皆さま向け支援制度

補助金などには条件があります。申請時には必ず担当部署へご確認ください。

妊娠・出産・子育て支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
0歳児紙おむつ購入補助	紙おむつ券 0歳児1人につき 最大3万6千円	0歳児を養育している保護者	福祉課 子育て支援係
チャイルドシート購入費補助	0歳児1人につき1台 購入価格の2分の1 上限1万円	0歳児を養育している保護者	福祉課 子育て支援係
子育て支援金	出生・小学校入学時に支給 第1子3万円、第2子4万円、第3子以降6万円	町内に住所があり、引き続き在住する見込みがあるかた	福祉課 子育て支援係
児童手当	月額支給額 3歳未満 (第1・2子) 1万5千円 (第3子以降) 3万円 3歳～高校生 (第1・2子) 1万円 (第3子以降) 3万円	0歳から高校生年代まで(18歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育しているかた	福祉課 子育て支援係
妊婦のための支援給付金	妊婦1人につき5万円	妊娠届出をした妊婦	健康介護課 健康推進係
	胎児1人につき5万円	妊娠後期に保健師と面接をした妊婦	
幼児おたふくかぜ任意予防接種費助成金	自己負担額の2分の1 上限3千円×2回	満1歳から義務教育就学前までのかた (除外要件あり)	健康介護課 健康推進係
麻疹風しん任意予防接種費助成金	自己負担額の2分の1 ○風しん単独 上限3千円 ○麻疹風しん混合 上限5千円	○妊娠を希望する女性とその夫または妊婦の夫(除外要件あり) ○満2歳から小学6年生までの、麻疹または風しんに罹患したことがなく、定期接種の機会を逃したかた	健康介護課 健康推進係
低所得妊婦初回産科受診料扶助	妊娠判定のため初めて医療機関を受診した際の受診料 上限1万円	住民税非課税世帯のかた、または同等の所得水準であると認められるかた、被保護世帯に属するかた	健康介護課 健康推進係
妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費支援扶助(R7新規)	住所地から周産期母子医療センターまでの交通費 交通費の10分の8	医学的な理由などにより、周産期母子医療センターで分娩する必要があるかた	健康介護課 健康推進係
不妊及び不育治療費助成金	治療に要する経費自己負担額の2分の1(通算5か年度まで) 内容により上限額変動	夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があるかたで税などの滞納がないかた	健康介護課 健康推進係
乳幼児法定予防接種費用公費負担	全額	接種期間に該当する児童	健康介護課 健康推進係
未熟児養育医療給付	指定医療機関における医療費の自己負担分	○入院中の1歳未満児 ○出生体重が2千グラム以下または医師が養育医療の対象と認めた乳児	健康介護課 保険医療係

高齢者支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
福祉タクシー利用支援事業（運転免許自主返納者）	タクシー券 1万2千円分(有効期限2年間)	70歳以上で自動車免許を自主返納したかた	健康介護課 介護高齢係
介護用車両購入費用補助金	介護用車両購入費 上限10万円	次のいずれかに該当するかたの家族が通院などに利用する介護用福祉車両を購入、または改造するかた ○要介護4または5 ○身体障害（下肢・体幹）1・2級	健康介護課 介護高齢係
紙おむつ給付事業	紙おむつ券 年間上限1万2千円分 非課税世帯で要介護4・5または心身障害者のかたは年間上限3万6千円分	次のいずれかに該当し、在宅で紙おむつが必要なかた ○65歳以上のかた ○非課税世帯で身体障害手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかた	健康介護課 介護高齢係
緊急通報装置設置事業	ワンタッチで館林地区消防組合へ緊急通報できる緊急通報用電話機の貸与	次のいずれかに該当し、65歳以上で健康状態などに不安があるかた ○ひとり暮らし ○高齢者のみ世帯 ○日中や夜間に家族が留守になる	健康介護課 介護高齢係
介護慰労金	年額12万円	次の全てを満たす寝たきりなどの高齢者を在宅で1年以上継続して介護しているかた ○町内に住所があり、満65歳以上 ○要介護4または5 ○ショートステイや入院などが100日以内 ○介護施設などを利用していない	健康介護課 介護高齢係
敬老祝金	75歳以上85歳未満3千円 85歳以上5千円	75歳以上のかた	健康介護課 介護高齢係
百寿者祝金	祝金1万円	満100歳を迎えるかた	健康介護課 介護高齢係
ダイヤモンド婚祝金	祝金1万円	申出をされた入籍後60年を迎えたご夫妻	健康介護課 介護高齢係
認知症高齢者検索システム補助	探索システム利用に係る初期費用 上限1万2千円	徘徊行動のおそれがある、若年性認知症のかたまたは65歳以上のかた	健康介護課 包括支援係
高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種費用助成金	自己負担額の2分の1 上限2千円	満65歳以上のかた（高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種を受けたかたは除く）	健康介護課 健康推進係
高齢者法定予防接種公費負担	接種費用の一部	○65歳以上のかた ○60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能のいずれかに身体障害者手帳1級相当の障害のあるかた（事前申請が必要） ※带状疱疹は、HIVウイルスによる免疫機能障害があり日常生活がほとんど不可能なかた	健康介護課 健康推進係

健康・医療支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
福祉医療費支給事業	医療費(保険診療分)の一部	次のいずれかに該当するかた ○子ども(高校生相当世代まで) ○重度心身障害者など(特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B1判定) ○母子父子家庭など	健康介護課 保険医療係
人間ドック検診費助成事業	日帰り、一泊人間ドックまたは脳ドック費用(基本的な健診項目を含む) 上限2万円	国民健康保険または後期高齢者医療に加入し、税金などの滞納のないかた(集団・個別健診受診者は対象外)	健康介護課 保険医療係
带状疱疹任意予防接種費助成金	○生ワクチン接種費 上限5千円 ○不活化ワクチン接種費 上限1万円/回	50歳以上で定期接種に該当しないかた	健康介護課 健康推進係
季節性インフルエンザワクチン任意予防接種費助成金	自己負担額の2分の1 上限2千円	中学3年生、高校3年生、妊婦のかた	健康介護課 健康推進係
新型コロナワクチン任意予防接種費助成金	自己負担額の2分の1 上限6千円	中学3年生、高校3年生、妊婦のかた	健康介護課 健康推進係
ワクチン再接種費用助成金(R7新規)	町が定める基準単価以内	免疫治療などにより、再度、定期予防接種が必要と医師が認めたかた	健康介護課 健康推進係
骨髄移植ドナー助成金	骨髄移植提供に関わる通院、入院費など 日数×2万円 上限14万円	次のいずれかに該当するかた ○骨髄移植提供者として必要な通院、入院が必要なかた ○会社でドナー休暇制度がないかた	健康介護課 健康推進係
がん治療者医療用補整具購入費助成金	購入価格の2分の1 ○ウィッグ 上限3万円 ○胸部補整具 上限1万円 ○エピテーゼ 上限5万円	がん治療により医療用補整具を必要とするかた	健康介護課 健康推進係
小児若年がん治療者在宅サービス利用助成金	対象サービスの利用料金の一部費用	40歳未満の小児若年がん治療者	健康介護課 健康推進係

福祉関連支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
特定医療費(指定難病)受給者等見舞金支給	月額3千円	次のいずれかに該当するかた ○特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちのかた ○小児慢性特定医療費医療受給者証をお持ちのかたまたはその児童の保護者	福祉課 社会福祉係
更生医療給付	保険診療費3割のうちの2割	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちのかたで、手術などの治療により改善が期待できるかた	福祉課 社会福祉係
療養介護医療給付	保険診療費3割のうちの2割	病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする18歳以上のかた	福祉課 社会福祉係

福祉関連支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
腎臓機能障害者等通院 交通費補助	通院交通費補助 交通手段により上限変動	次の全てに該当するかた ○腎臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳をお持ちのかた ○通院で人工透析療法、中心静脈栄養法または経腸栄養法を受けているかた ○他の制度による通院交通費の給付を受けていないかた ○医療機関による無料送迎などを利用していないかた ○町民税が非課税のかた	福祉課 社会福祉係
重度身体障害者（児）住 宅改造費補助金	住宅改造費 上限50万円	次の全てに該当するかた ○身体障害者手帳をお持ちのかた ○下肢または体幹の障害で1・2級のかた、または下肢、体幹の重複障害で1・2級のかた（ただし両上肢ともに4級以上の障害のあるかた） ○町民税所得割額が16万円未満の世帯のかた	福祉課 社会福祉係
身体障害者自動車改造 費補助	改造に要する経費 上限10万円	次の全てに該当するかた ○18歳以上のかた ○身体障害者手帳をお持ちのかた ○上肢障害、下肢障害または体幹機能障害をお持ちのかた ○町民税所得割額が16万円未満の世帯のかた	福祉課 社会福祉係
身体障害者自動車免許 証取得費補助金	教習料 町民税の課税状況により上限変動 上限21万円	次の全てに該当するかた ○身体障害者手帳をお持ちのかた ○適正試験に合格し、免許を取得しようとしているかた ○町民税所得割額が16万円未満の世帯のかた	福祉課 社会福祉係
日常生活用具扶助	日常生活用具の基準額	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた	福祉課 社会福祉係
介護給付費訓練等給付	障害福祉サービス費用の9割（食費などは除く）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちのかた	福祉課 社会福祉係
障害児通所給付	障害福祉サービス費用の9割（食費などは除く）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証などをお持ちのかた	福祉課 社会福祉係
育成医療給付	保険診療費3割のうちの2割	18歳未満で、身体上の障害や疾患があり、手術などの治療により改善が期待できるかた	福祉課 社会福祉係
福祉タクシー利用支援 事業	タクシー券 年間上限2万4千円分	次のいずれかに該当するかた ○身体障害者手帳1・2級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた ○70歳以上の高齢者のみ世帯 ○母子・父子家庭世帯	健康介護課 介護高齢係

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
難聴児補聴器購入等支援事業補助金	補聴器購入または修理費用 内容により上限額あり	次の全てに該当する18歳未満のかたの保護者 ○両耳の聴力レベルが30dB以上であること ○身体障害者手帳の交付対象に該当しないと認められること ○補聴器の装用により、言語の習得などの効果が期待できると医師が判断すること ○町民税所得割の額が46万円以上の世帯員がいないこと ○難聴児が労働者災害補償保険法の規定に基づき補聴器を購入していないこと	福祉課 社会福祉係
成年後見制度利用支援事業補助金	○成年後見など開始の審判請求費用 上限18万円 ○法定後見人などへの報酬費用 在宅 上限2万8千円／月 施設 上限1万8千円／月	生活保護受給者や住民税非課税世帯のかたで、助成がなければ成年後見制度の利用が困難と認められるかた	福祉課 社会福祉係 または 健康介護課 包括支援係

防犯対策支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
特殊詐欺等対策機器購入費補助金	購入費用の2分の1 上限6千円	対策機能付き装置を購入した65歳以上のかたまたはその世帯員	総務課 安全安心係
家庭用防犯カメラ設置費補助金（R7新規）	購入や設置費用の2分の1 上限2万円	住宅などに防犯カメラを設置したかた	総務課 安全安心係

教育関連支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
母子・父子家庭児童入學支度金	小学校入学時1万円 中学校進学時1万5千円 高校などの学校進学時（中学校を卒業するとき）2万円	母子家庭、父子家庭のかたで児童を養育し、かつ同居しているかた	福祉課 子育て支援係
英語検定料助成	検定料の2分の1	英検3級以上を受験した高校生以下のかた	教育委員会 事務局 総務学校係
給食事業板倉町学校給食弁当代替者対応補助金	小学生47,080円 中学1・2年生 年額55,540円 中学3年生 年額52,450円	アレルギーのため、学校給食において弁当代替する児童生徒、牛乳の支給を受けることのできない児童生徒の保護者	教育委員会 事務局 総務学校係
就学援助	就学のために必要な経費の一部	経済的に困難と認められる家庭の町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者	教育委員会 事務局 総務学校係
特別支援教育就学奨励費	就学のために必要な経費の一部	町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	教育委員会 事務局 総務学校係
奨学資金	月額5万円以内（無利子）	専門学校・短大・大学・大学院などに進学・在学中のかた	教育委員会 事務局 総務学校係

移住定住・住宅関連支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
移住支援金	単身 60万円 世帯 100万円 18歳未満の帯同 1 人につき30万円	東京23区の在住者または東京圏在住で東京23区への通勤者で、移住前、移住後の要件を満たすかた	企画財政課 企画調整係
結婚新生活支援補助金 (R7新規)	結婚に伴う住居の取得、賃貸などの初期・引越費用 ○夫婦ともに29歳以下 上限60万円 ○夫婦ともに39歳以下 上限30万円	婚姻日における年齢が夫婦とも39歳以下で、世帯所得500万円未満のかた	企画財政課 企画調整係
奨学金返還支援補助金	前年度返還額の2分の1 上限15万円（最大5年間）	大学などを卒業後に就業したかたで、奨学金の返還を行っている40歳未満のかた	企画財政課 企画調整係
板倉ニュータウン宅地 分譲個人紹介謝礼金	町内居住者 10万円 町外居住者 5万円	宅地購入希望者を紹介したかた（宅地購入希望者と群馬県企業局との契約が紹介後1年以内に成立し、土地の引き渡し完了した場合に限る）	産業振興課 誘致推進係
板倉ニュータウン移住 支援金	70万円	令和2年10月1日以後に板倉ニュータウン内の土地の売買契約を締結し、板倉町住宅取得支援事業補助金の確定を受けているかたで、土地の売買契約締結日において次のいずれかに該当しているかた ○申請者または配偶者の年齢が50歳未満のかた ○申請者の同一世帯で中学生以下の子を養育しているかた	産業振興課 誘致推進係
合併処理浄化槽設置費 補助金	設置工事費用 5人槽 19万8千円 7人槽 25万6千円 10人槽 34万円	新しく合併浄化槽を設置するかた、既存の単独浄化槽、汲み取り槽を合併処理浄化槽に転換するかた	住民環境課 環境下水道係
合併処理浄化槽転換撤 去費補助金	工事費用 5人槽 24万8千円 7人槽 30万6千円 10人槽 39万円	既存の単独浄化槽、汲み取り槽を合併処理浄化槽に転換し、更に既存の単独浄化槽、汲み取り槽を撤去するかた	住民環境課 環境下水道係
合併処理浄化槽宅内配 管費補助金	配管工事費用 上限30万円	既存の単独処理浄化槽、汲み取り槽を合併処理浄化槽に転換する際に宅内配管工事をするかた	住民環境課 環境下水道係
住宅太陽光発電システ ム設置補助金	設置工事費用 発電量1kWあたり2万5千円 上限10万円	自身が住む住宅に太陽光発電システムを設置するかた、太陽光発電システム付住宅を購入するかた	住民環境課 環境下水道係
住宅リフォーム支援事 業補助金	商品券 対象工事費の10分の1 上限10万円分	世帯全員が税金などの未納がなく、他の住宅の改造などに係る補助金を受けていないことまたは令和7年度以降にこの補助金交付額が10万円に達していないかた	産業振興課 商工観光係
住宅取得支援事業補助金	住宅取得価格の100分の3 上限30万円	住宅を取得し、町外から転入するかたで、転入前の2年間、町民ではないかた	都市建設課 計画管理係
民間建築物アスベスト 含有調査事業費補助金	アスベスト含有調査に要する費用 上限25万円	吹付けアスベストなどが施工されているおそれがある建築物所有者で、アスベスト含有の有無に係る分析調査を行うかた	都市建設課 計画管理係

移住定住・住宅関連支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
木造住宅耐震改修補助金	耐震改修などの費用（診断費、設計費を含む）の5分の4 上限100万円	昭和56年5月31日以前に着工され、倒壊する可能性があるなどと診断された住宅を所有・居住し、耐震改修をされるかた	都市建設課 計画管理係
木造住宅耐震シェルター等設置補助金（R7新規）	耐震シェルターなどの設置費用の2分の1 上限30万円	昭和56年5月31日以前に着工され、倒壊する可能性があるなどと診断された住宅を所有・居住し、耐震シェルターを設置されるかた	都市建設課 計画管理係
木造住宅耐震部分改修補助金（R7新規）	耐震改修などの費用（診断費、設計費を含む）の2分の1 上限40万円	昭和56年5月31日以前に着工され、倒壊する可能性があるなどと診断された2階建ての住宅を所有・居住し、1階部分の耐震改修をされるかた	都市建設課 計画管理係
危険ブロック塀等撤去費補助金（R7新規）	ブロック塀撤去費用の2分の1 上限20万円	調査の結果、危険とされたブロック塀などがある住宅を所有・居住し、ブロック塀を撤去されるかた	都市建設課 計画管理係

農業関連支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
農業者等営農継続支援事業補助金（R7新規）	農業用機械購入費用の10分の3 上限10万円	農産物の出荷などによる農業収入があり、補助金受領後も引き続き町内で3年以上営農を継続する意思がある農業者（法人含む）	産業振興課 農業振興係
加工用米対策	出荷量60kgあたり 500円以内	営農計画書兼水稻共済加入申込書を提出し、加工用米を生産、出荷した農家のかた	産業振興課 農業振興係
ふれあいファーム	敷地貸し出し 年間利用料 1㎡あたり100円	農作物を栽培したいかた	産業振興課 農業振興係

その他の支援

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
防災士育成事業補助金	資格取得費 上限11,500円	防災士の資格を取得しようとするかた	総務課 安全安心係
犯罪被害者等見舞金	遺族見舞金30万円 重傷病など見舞金10万円	犯罪被害に遭われたかた、またはそのご家族	総務課 安全安心係
火葬費補助金	火葬費用 ○12歳以上 6万円 ○12歳未満 4万円 ○死産児 2万円	町内に住所を有するかたが死亡または死産された際に葬儀を執行されたかた	住民環境課 戸籍年金係
猫の避妊または断種手術費補助金	避妊手術費用 1頭につき5千円 断種手術費用 1頭につき3千円	世帯全員が税金などの未納がなく、飼養されていない猫の手術をされたかた	住民環境課 環境下水道係
災害見舞金	居宅被害 上限5万円 被害者1人につき上限1万円 付属家被害 上限2万円	災害により家屋に被害をうけたかた、または被災したかた	福祉課 社会福祉係
文化財保存事業費補助金	修繕など補助対象経費の2分の1 上限額500万円	町・県・国指定文化財の保有者	教育委員会 事務局 生涯学習係

令和7年度団体向け支援制度

特定の団体に向けた支援については、割愛しています。

補助金などには条件があります。申請時には必ず担当部署へご確認ください。

名称	補助金額など	対象のかた・条件など	担当部署
コミュニティ助成	コミュニティ設備費、集会施設の建設費、防災活動に資する費用、地域行事備品整備費、住民センター整備費など	地域コミュニティ組織、自主防災組織	総務課 行政庶務係
まちづくり協働事業補助金	町民が協働で実施するまちづくりに関する費用 上限30万円	町内の住民自治組織、NPO法人、住民団体（ボランティア団体など）	企画財政課 企画調整係
資源ごみ集団回収助成金	資源ごみ回収への補助 古紙、ビン類 5円／1kg アルミ類 20円／1kg	町民で構成する団体（行政区、子ども会、老人会など）	住民環境課 環境下水道係
地域組織活動育成費補助金	活動経費の一部	おおむね30人以上の母親の連帯組織など 児童健全育成に寄与する自主的な団体 （母親クラブ、子育てサークルなど）	福祉課 子育て支援係
老人クラブ補助金	下記の合算額 ○会員数に応じた段階別年額 ○400円×会員数	町内で毎年4月1日現在に結成されている老人クラブ	健康介護課 包括支援係
通いの場活動補助金	下記の合算額 ○前年度参加人数×80円 上限7万2千円 ○感染症対策費 1万4千4百円	おおむね65歳以上のかたが週1回1時間以上の健康づくり・介護予防に資する体操を3か月を超えて継続する通いの場の運営団体	健康介護課 包括支援係
配食見守りサービス事業補助金	事業経費 上限8万円	月に1回以上の配食サービスと見守りサービスを行うことができる事業者	健康介護課 包括支援係
多面的機能支払交付金	農道や水路の維持管理費や地域の美化活動費	最低5年以上の活動をする地域住民による活動組織	産業振興課 農村整備係
パイプライン補助金	ポンプ施設や管路工事費 10a当たり3千円	パイプラインを新設する農家団体（法人含む）	産業振興課 農村整備係

板倉町役場

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1

電話番号 0276-82-1111

ファクス 0276-82-1300

板倉町公式ホームページ

<https://www.town.itakura.gunma.jp/>

板倉町公式LINEアカウント

ID検索 @line.itakura

